

インタビュー

# オープンAPIが日本のフィンテックを進展させる 法制度を整備し、金融機関とフィンテック企業の有機的な連携を後押し

金融庁は、昨年開催した金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」での検討を経て、今国会にオープンAPIの促進を目的の一つとする銀行法等の改正法案を提出した（5月26日成立）。オープンAPIは、たんに金融機関のシステムをフィンテック企業が利用するというものではない。金融機関とフィンテック企業に有機的な連携を促し、従来の金融サービスにイノベーションをもたらす革新的な技術ととらえている。今回の法律はオープンAPIの取組みを後押しする制度整備であり、これによって日本における金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションが進展していくことを期待している。

金融庁 総務企画局  
信用制度参事官

井上 俊剛



## 日本では銀行システム の活用が重要

——今国会で成立した銀行法等の改正法では、オープンAPIの促進が柱の一つになっている。世界的な動きとして、伝統的な金融業以外のプレーヤーがIT技術を駆使して金融サービス

の展開に次々と乗り出している。この動きは、金融業の姿を大きく変えつつあると思っている。日本においても、従来型の金融機関が機動的にIT技術を取り込んでいかないと、金融ビジネスにおける競争力の低下を招くおそれがある。

ただし、日本では、銀行口座の保有率が高く、銀行システムによるネットワークが高度に発達している。銀行口座をもたない人が相当数いる諸外国と比べると銀行インフラ環境が大きく異なっている。そうした国では銀行サービスを受けていない人向けにフィンテックが提供されている側面がある。一方、日本にはすでに充実した銀行インフラがあるのだから、日本でフィンテックを進めるにあたっては、

このようなネットワークを生かして、フィンテック企業のアイデアを実際の金融サービスにつなげていけるような環境整備が課題となる。金融機関とフィンテック企業の有機的な連携を進めていくためには、フィンテック企業が金融機関から情報を取得する手段である「オープンAPI」の促進が重要な施策と

なる。

## 課題だった利用者保護 ルールを整備

——オープンAPIに関して、「利用者保護」が重要な論点となっていたのはなぜか

現在、フィンテック企業が金融機関の入出金明細データなどを取得する手法として「スクレイピング」という技術が一般に用いられている。この技術は、フィンテック企業が顧客のインターネットバンキングのIDとパスワードを預かり、いわば、顧客になり代わってアクセスするものだ。利用者が金融機関口座に関する重要な認証情報をフィンテック企業に渡すこととなるため、顧客情報の漏洩や認証情報を悪用した不正送金など、セキュリティ上の問題や懸念が生じる。

さらには、万一、不正アクセスが発生し、利用者に損害が生じた場合であっても、業者はいっさい責任を負わない旨を利用規約で定めているフィンテック企業も存在していると聞いている。銀行サービスと連携したフ

ィンテックサービスが拡大するなかで、いかに利用者保護を図るかも重要な課題になっていた。こうした課題に対し、API

接続は、金融機関がフィンテック企業にアクセス権限を付与したうえで、フィンテック企業が個別にデータを取得する手法であるため、フィンテック企業が顧客のIDやパスワードを預かる必要がなくなる。また、改正法では利用者保護の観点から、フィンテック企業が金融機関の口座情報にアクセスしてサービスを提供する場合には、まずは契約を締結することを義務付けており、その契約内容として損失が生じた場合の両者間の責任分担ルール等を定めて、それを公表することを規定している。

すでに全国銀行協会でも「オープンAPIのあり方に関する検討会」が開催されており、責任分担ルールなどの基本的な考え方は「中間的な整理(案)」のなかである程度示していただいている。そこでは、たとえば、フィンテック企業が利用約款等で過失責任を負わないなどと定め、実質的に利用者に対する補

償や返金責任が果たせないおそれがある場合、消費者契約法等をふまえ、見直しを求めることが必要であるとの考え方が示されている。このような考え方もふまえ、金融機関とフィンテック企業の間で、利用者に過大な責任を負わせないようなかたちで契約事項を定めていただけばと思う。金融庁としても適切な利用者保護が図られるよう、今後の議論の推移や状況を注意深く見守っていきたい。

## 契約関係に基づく対等な ビジネスパートナー

——改正法で、API接続先のフィンテック企業に「登録制」を課した狙いは

金融機関とフィンテック企業との連携・協働は進んでいるものの、その動きはまだまだ一部にとどまっている。その背景には、そもそも多くの業者が、金融機関の連携・協働先として認知されていないということが指摘されている。

そこで改正法では、利用者から委託を受けて、金融機関に決済指図の伝達をしたり、金融機

関から口座情報を取得したりする者を「電子決済等代行業者」と位置付け、簡素な登録制を導入することとした。「適切な人的構成」「情報の適切な管理」「必要に応じた財務要件」などで、最低限の登録要件を定めることで、金融機関が安心してフィンテック企業との連携を行えるようにすることが狙いだ。

連携にあたっては、さきほど述べたとおり、まずは金融機関と電子決済等代行業者との間で契約を結ぶことになるが、これには利用者保護という狙いのほかに、イノベーションをよりよいかたちで進めていくための「工夫」という意味合いがある。欧州の金融規制に「PSD2」と呼ばれる決済サービス指令があるが、そこではフィンテック企業との接続に関して金融機関に原則受諾義務を課している。一方、日本では、金融機関とフィンテック企業が契約関係に基づく対等なビジネスパートナーとして連携・協働を進めていくことができるような法整備を行った。また、小規模な業者などを金融機関が差別的に排除しな

い工夫として、接続に係る方針を金融機関があらかじめ策定し、ウェブサイト等で公表してもらうこととした。これによりフィンテック企業がすれれば、どの金融機関に接続することが自分たちにとって望ましいのかわかるようになる。

——金融機関には、オープンAPIの基盤構築にかかるコストを懸念する向きもある

フィンテック企業からAPI接続料を徴収することで、APIの基盤構築費用を賄うことを想定している金融機関もあるやに聞いている。しかし、接続料の有無や水準については、オープン・イノベーションを進めていくという趣旨をふまえて、関係者間で適切に設定されることを期待したい。かりにフィンテック企業が金融機関に接続するにあたり、高額な接続料を求められた場合、小規模なフィンテック企業などは接続がむずかしくなり、連携を阻む要因となる。逆に、高額な接続料を求める金融機関はフィンテック企業から連携先として選ばれなくなり、競争力が低下していくだろう。

オープンAPIを巡っては、金融機関、フィンテック企業、あるいはITベンダーといった関係者がいると思うが、「どういった情報をやりとりするのか」「提供するAPIが参照系か更新系か」などをふまえて適切に関係者の間で話し合い、接続料の有無や水準を決めていただくことが望ましいのではないか。

### 金融機関のビジネスモデル変革も

——オープンAPIを通じて、日本の金融サービスにイノベーションはもたらされるか

オープンAPIは、たんに金融機関のシステムをフィンテック企業が利用するというものではない。金融機関がフィンテック企業と連携してIT技術の進展を取り込むことが大きなポイントであり、それによって金融機関のビジネスモデルが変わっていくことは十分考えられる。

金融機関にとってオープンAPIは、従来にはない顧客との接点を確保できるメリットがある。外部のフィンテック企業の技術を安全に取り込むことで、

そうした顧客に対してサービスを提供できるようになり、さらにはフィンテック企業が生み出すサービスを通じて利用者利便の大幅な向上を図ることができるとはならないか。今回の銀行法等の改正法は、こうしたオープンAPIの進展を後押しする制度整備であり、金融庁としてもオープンAPIができるだけ普及するように努めていきたい。

われわれとしては、法律の施行に向けて、インターネットバンキングを実施しているすべての金融機関にオープンAPIの導入に向けた働きかけをしていくと申し上げている。そのようなフィンテック企業との連携が進んでいき、安全で多様なフィンテックサービスが展開される動きが加速していくことを期待している。

（聞き手：本誌 磯山智美）

いのうえ としたけ

91年東京大学法学部卒、大蔵省入省。13年総務企画局企画課調査室長、14年監督局証券課長、15年監督局保険課長、16年から現職。